

令和6年度 福祉・介護のインターン事業 実施要綱

1 目 的

福祉・介護の仕事に関心を有する大学生・短期大学生・専門学校生に、実際の職場の雰囲気や介護の具体的な業務を体験する機会を提供し、円滑な福祉人材の確保・定着につなげることを目的に実施します。

2 主 催

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）

3 対 象 者

専門学校、短期大学、大学等に在学中の方

4 体 験 先

インターン事業受入対象施設として協力・登録いただいた社会福祉関係事業を実施する施設・事業所

5 内 容

- （1）体験の内容は、受入施設の方針に従い、学生が、福祉・介護の仕事への理解を深め、魅力ある職場であることを認識するとともに、自らがその職場で働く様子をイメージできるような内容とします。
- （2）学生の取得予定の資格（社会福祉士、精神保健福祉、介護福祉士、保育士等）に合わせ、それぞれの職種・資格が施設でどのような仕事をしているのか具体的な内容がわかる体験にしてください。

【内容（例）】

- ・施設・事業所の説明や各職種・資格の施設での役割、仕事内容について説明
- ・学生の取得予定の資格に合わせた体験内容
- ・施設の利用者や業務を身近に感じる体験内容
- ・体験後、資格保有職員等とのフィードバック

- （3）体験日数は、1日から最長3日間の間で選択。
- （4）1日の体験は、原則4時間以上8時間以内とします（夜勤・宿直業務はありません）。
- （5）雇用関係ではないため、賃金の支払いは発生しません。

6 申込方法

申込者は、希望日程の10日前までに本会あて、G o o g l e フォームからインターン事業の申請を行ってください。

7 実施方法

- (1) 本会は、申込内容をもとに、実施施設・事業所及び体験の日程を調整します。調整後、申込者及び事業所あてにメールで通知します。
- (2) 実施施設・事業所は、申込者に対し、インターンに関する細部の確認（交通手段・集合時間・服装・昼食・健康診断の有無等）を行い、体験終了後は、速やかに実施報告フォーム（G o o g l e フォーム）によりで本会に報告してください。
- (3) 申込者は、職場体験中にかかる実費（交通費、昼食代、健康診断料等）を負担することとします。

8 その他

- (1) 万一の事故等に備え、受け入れ施設は、体験者に対し保険等の加入をお願いします。
- (2) 「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生及び福祉養成校や各種資格（介護職員初任者研修等）取得のための実習生の受入れについては、本事業の対象外です。
- (3) 申込者は、申込フォーム送信後、必ず、自動返信のメール内容を確認してください。
- (4) 申込者及び実施施設・事業所は、体験を体験期間中に中止した場合、本会あて速やかに報告してください。
- (5) 協力事業所及び申込者に対しアンケートを実施し、事業効果を検証します。

9 問い合わせ先・申込先

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

施設・人材・研修部 福祉人材センター 担当：山中

〒816-0804

福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 2 階

T E L 0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 1 0 F A X 0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 1 9